

○山梨県警察職員ハーベスト休暇制度の実施に関する訓令

〔平成2年12月3日〕
〔本部訓令第17号〕

〔沿革〕 平成3年12月本部訓令第21号 平成6年12月本部訓令第21号
平成18年1月本部訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、山梨県警察職員（以下「職員」という。）が計画的に一定期間の連続休暇を取得することにより、人間的豊かさを高めるとともに心身のリフレッシュを図り、もって職員の士気の高揚と組織の活性化に寄与することを目的とするハーベスト休暇制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

(ハーベスト休暇の種別)

第2条 ハーベスト休暇の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) リフレッシュ休暇
- (2) メリット休暇
- (3) メモリアル休暇
- (4) クリエーティブ休暇
- (5) ヘルシー休暇
- (6) シーズン休暇

(ハーベスト休暇の性格)

第3条 ハーベスト休暇は、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年山梨県条例第5号）第12条に規定する年次有給休暇をもって充てるものとする。

(取得職員等)

第4条 第2条に規定する休暇を取得することができる職員、休暇日数及び取得期限の基準は、別表のとおりとする。

2 前項に規定する休暇日数は、第2条第6号を除いて分割取得（勤務日を中間にはさみ、連続させないで取得することをいう。）することができない。

(休暇の届出)

第5条 職員は、ハーベスト休暇を取得しようとするときは、原則として取得しようとする日の2週

間前までに、山梨県警察職員の服務に関する訓令（平成4年山梨県警察本部訓令第4号）に規定する休暇願簿により所属長に届け出るものとする。この場合、休暇願簿の理由欄に第2条各号のいずれかに該当する休暇の種別を記載するものとする。

2 所属長の前項の届出は、警務部長を経由して警察本部長にするものとする。

（所属長の措置等）

第6条 所属長は、職員が第2条第1号から第3号及び第5号に該当する者となったときは、前条第1項の届出を待つことなく当該職員にハーベスト休暇の取得を勧奨するものとする。

2 所属長は、前条第1項の届出があったときは、当該休暇期間中及びその前後における当該職員の業務負担等を軽減するなど必要な措置を講じ、当該職員がハーベスト休暇を円滑に取得できるよう配慮するものとする。

3 所属長は、前条第1項の届出があった場合において公務運営上の支障があると認めるときは、当該休暇の取得時期、日数等について所要の調整を行うものとする。

（所属長に係る休暇の調整）

第7条 警務部長は、所属長に係るハーベスト休暇の取得について調整を要すると認めるときは、前条第3項の規定に準じて措置するものとする。

（取得時の心得）

第8条 職員は、ハーベスト休暇を取得したときは、ハーベスト休暇制度の趣旨に沿い、文化、体育、旅行、レクリエーション等の諸活動により休暇日を有効に活用するように努めるものとする。

附 則

1 この訓令は、平成3年1月1日から施行する。

2 この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）において既に満35年勤続表彰を受賞している職員であって次の各号に掲げる職員は、当該各号に定める日を満35年永年勤続表彰を受賞した日とみなし、それぞれ休暇を取得することができるものとする。

(1) 施行日において55歳未満の職員

55歳に達する日

(2) 施行日において55歳以上の職員

施行日

附 則（平成3年12月20日本部訓令第22号）

この訓令は、平成4年1月1日から施行する。

附 則（平成6年12月26日本部訓令第21号）

この訓令は、平成7年1月1日から施行する。

附 則（平成18年1月20日本部訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表(第4条関係)

ハーベスト休暇取得基準表

休暇種別	取得対象者	休暇日数	取得期限等
リフレッシュ休暇	勤続40年職員 勤続35年職員 勤続30年職員 勤続25年職員 勤続20年職員	10日以内	該当日に達した翌日から2年以内
	勤続15年職員 勤続10年職員 勤続5年職員	5日以内	
メリット休暇	全国優秀・優良表彰受賞職員 管区内優秀・優良表彰受賞職員 山梨県警察の表彰事務取扱要領(平成5年3月26日付け、甲通達(監)第25号)第2・1・(1)に規定する賞詞(ただし、イ及びエを除く。)を受賞した職員	5日以内	受賞日の翌日から6月以内
メモリアル休暇	銀婚(25年)を迎えた職員	5日以内	該当日から3月以内
	結婚記念日を迎えた職員 誕生日を迎えた職員 子弟の入学、卒業式等家族の記念日に休暇を必要とする職員	3日以内	該当日から1週間以内
クリエイティブ休暇	スポーツ、レクリエーション、各種資格取得、地域活動その他余暇活動を行うために休暇を必要とする職員	3日以内	
ヘルシー休暇	捜査本部設置事件、特異重要事件・事故、警戒警備等に長期間従事した職員	3日以内	その任務を離れた日から2月以内

シーズン休暇	夏季(6月から9月)において休暇を必要とする職員	7日以内	山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和28年山梨県条例第5号)に規定する夏季休暇を除く。
	冬季(1月から2月)において休暇を必要とする職員	3日以内	